

令和3年加美町議会第3回定例会会議録第4号

令和3年9月17日（金曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
建設課長	長田裕之君
保健福祉課長	大場利之君
上下水道課長	齋藤純君

会計管理者兼会計課長	内 海 悟 君
小 野 田 支 所 長	大和田 恒 雄 君
宮 崎 支 所 長	猪 股 繁 君
総務課参事兼課長補佐	遠 藤 伸 一 君
教育長職務代理者	大 場 幸 君
教 育 総 務 課 長	上 野 一 典 君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	浅 野 善 彦 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	内 海 茂 君
次長兼議事調査係長	青 木 成 義 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	鈴 木 智 史 君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

第 3 認定第 2号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

第 4 認定第 3号 令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

第 5 認定第 4号 令和2年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て

第 6 認定第 5号 令和2年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
について

第 7 認定第 6号 令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

第 8 認定第 7号 令和2年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 9 認定第 8 号 令和 2 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 9 号 令和 2 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 10 号 令和 2 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 11 号 令和 2 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 報告第 14 号 令和 2 年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について
- 第 14 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 15 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 16 議発第 2 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 第 17 議員派遣の件について
- 第 18 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 18 まで

午前10時20分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番高橋聡輔君、7番三浦又英君を指名いたします。

日程第2 認定第1号 令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第2号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第3号 令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第4号 令和2年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第5号 令和2年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第6号 令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第7号 令和2年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第8号 令和2年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第9号 令和2年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第10号 令和2年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第11号 令和2年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定につ

いて

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。

日程第2、認定第1号令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、認定第11号令和2年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11件はいずれも令和2年度決算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第2、認定第1号から日程第12、認定第11号までを一括議題とすることに決定いたしました。

この認定第1号から認定第11号までは、令和2年度決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長味上庄一郎君、ご登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 味上庄一郎君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（味上庄一郎君） 令和2年度決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

認定第1号令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第2号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第3号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第4号令和2年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号令和2年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第9号令和2年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号令和2年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。なお、本委員会の付帯意見を報告させていただきます。

令和2年度加美町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果、事業の必要性や進め方、その効果などについて意見がありましたので、報告いたします。

まず、町の財政状況について、一般会計の単年度収支は、5年ぶりに黒字に転じましたが、財政調整基金を6億円取り崩しているため、実質単年度収支は6年連続の赤字となり、平成28年度には31億円あった財政調整基金残高が令和2年度では17億6,000万円まで減少しています。経常収支比率は、普通交付税や地方消費税交付金の増加と新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業の中止などの影響により、91.2%と、前年度より3.9ポイント改善しておりますが、依然として高い水準にあり、実質的な財政硬直化の改善には至っていないと考えます。

地域振興事業の財源として、合併振興基金の取り崩しも続いています。行財政改革を行い、歳出を徹底的に見直し、単年度収支のバランスを改善し、健全財政に努められるよう要望します。

また、財政収支の不足額を補填する臨時財政対策債は、元利償還金については後年度に全額普通交付税で措置されるものの、将来の世代への負担の先送りであることに変わりはないので、借入には十分に検討されるよう要望します。

次に、かみでん里山公社の電力供給については、昨年12月下旬から日本卸電力取引所における取引価格が異常に高騰したため、町の公共施設の電気料金においても財政負担が生じて、町民へ不安を与えたことは大変遺憾であります。

今後も同様の状況が起こり得るので、リスク管理を徹底し、市場が高騰した場合においても被害を最小限に抑えられるような対策を講じることを要望します。

なお、町税や住宅使用料については、主管課の徴収業務の適切な対応により高い収納率を維持していることに対しては、敬意を表したいと思えます。

今後この高い収納率を保つためには、職員の育成と徴収技術の向上を計る必要があるため、

県地方税滞納整理機構へ定期的に派遣できるよう、税務課の人事配置を計画的に行うよう要望します。

最後に、町では令和2年度予算編成に基づき、聖域のない徹底した見直しにより、経費削減に取り組み、令和3年度においては、行財政改革集中期間の初年度として、補助金などの一律削除など、見直しを行っていますが、一部疑問を生じる部分も散見されます。

検証を常に行い、社会情勢や行政需要の変化に応じ、新たなニーズや施策に振り向けていくよう要望します。

町当局におかれましては、今後も持続可能なまちづくりに向けた事業を推進していただくとともに、町民の理解と協働に基づいた町政運営と健全な財政運営に努められるよう要望し、本委員会の付帯意見といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。8番伊藤由子さん。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） 私は、令和2年度加美町一般会計並びに各種特別会計、水道会計決算に賛成の意見を述べるものです。

令和2年度は、対前年度比2億5,000万円減の129億5,000万円の予算でスタートしました。県内では財政破綻が心配される自治体がニュースになるなど、また、新型コロナウイルス感染症がじわじわと県内に広がりを見せる等々、不安な幕開けでしたが、ここで改めて決算規模を見てみたいと思います。

一般会計歳入は167億6,245万円、歳出161億2,200万円、単年度収支は5年ぶりに黒字決算でした。財政調整基金から6億円取り崩したことで実質単年度収支は2億7,428万円余りの赤字となりました。ちなみに、財政調整基金は、標準財政規模の10%程度確保することが望ましい

と言われていますが、加美町の標準財政規模は約90億円ですので、財政調整基金は約9億円程度となります。令和2年度の財政調整基金は決算時点で17億円ということでした。合併している市町村にとっては、どこでもやりくりで苦労していると言われていています。加美町も同様、財政健全化への職員の努力の成果だと思えます。

万全とは言えないまでも、先日の決算審査で答弁がありましたが、令和3年度の見通しもつき、私には明るい兆しを感じられました。

また、地方交付税が57億円で、収入の35%を占め、人口減少に伴って町税も横ばい状態が続く中で、令和2年度も住宅使用料などの収納率が98.6%に上昇しています。担当課職員の努力に頭が下がります。

支出の主なものを挙げてみます。新型コロナウイルス感染症対策費として、例えば特別定額給付金、感染症拡大防止協力金、飲食店等事業継続支援金など、27億2,768万8,000円、教育環境整備事業として、小学校トイレの改修がありましたが、2億3,262万8,000円、また、小中学校GIGAスクール端末整備事業に1億4,106万4,132円、小中ネットワーク整備工事として1億1,229万2,400円、また、去年は除雪が多かったわけですが、除雪費として、小野田地区は7,296万8,000円、宮崎地区が6,398万8,000円、中新田地区は6,392万1,000円、加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金として4億2,713万5,000円、大崎広域行政事務組合じんかい処理施設整備負担金として3億2,882万8,000円、移住定住促進事業費として5,748万6,000円、以上、主なものを挙げてみましたが、予算化されたものを事業推進のために適性に消費されたことを確認いたしました。

そういった職員の行動に応えるかのように、予想外の反応が幾つかありました。例えば、ふるさと納税が前年を上回る9,196万円になったこと、新型コロナウイルス感染症室を設置して間もなく、各企業からマスク、防護服、消毒用エタノールなどが寄贈されたこと、国立音楽院宮城キャンパス音楽技能習得施設の在籍数が令和2年度は76人になったこと、地域おこし協力隊の卒業者が定住し、加美町で起業を始めたことなどは特筆しておきたいことだと私は思います。

もちろん、日常の仕事をこなしながら、ワクチン接種事業等を含め、新型コロナウイルス感染症の流行拡大防止のために奮闘されてきた職員の皆様にも心から敬意を表します。

結びになりますが、これから新型コロナウイルス感染症の第6波が予想されるなど、まだまだ予断を許さない状況にありますし、経済環境、学習環境がいまだに回復できない状況下、町の支援体制はますます重要になってきます。

さらには、台風の襲来など、予想できない気候変動の対策にも迫られると思います。

今後も令和2年度のように、財政の健全化に取り組みつつ、様々な課題に機動的に対応されることを期待いたします。

ご清聴ありがとうございました。議員の皆様のご賛同をお願いを申し上げ、賛成討論といたします。2021年9月17日。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。16番伊藤 淳君。

〔16番 伊藤 淳君 登壇〕

○16番（伊藤 淳君） 今般令和2年度の各種会計歳入歳出決算の反対の立場から討論をさせていただきます。

令和2年度の単年度収支においては、3億1,494万8,000円という数字が示され、黒字に転化をしております。その大きな要因は、コロナの感染症の渦中の相次ぐ事業の中止及び各種税の交付によるものであり、事業の見直しや根本的な財政の引き締めによるものではなく、安定的な財政運営の確保がされたという状況にはないという実情にあります。

義務的経費の扶助及び公債費は減少したものの、コロナによる各種の事業が休止、廃止されたにもかかわらず、前年度対比7.5%の増、全体事業量からの人件費増には疑問が残るのであります。

国の示す行政改革の効果は、会計年度任用制度の導入で、人件費負担増という事態を招き、町財政も圧迫されるという結果になってしまっています。

投資的経費においては、計画事業が終了したことにより、普通建設事業費が減少し、前年度比14.1%ということで推移したのでありますが、実質公債比率は、平成29年度から悪化の傾向が続き、令和2年度には元年と同率であり、改善はないのであります。

財源不足に対しても臨時財政対策債のような特例的な赤字地方債への依存は、財政運営の不安定な結果を招くことが助長することになり、財政調整基金を取り崩しての対応が当該基金の昨年度に続いての減少を招いているという現実であります。

一部ふるさと納税の増加や企業版納税による増収もありませんが、全体税収や地方税の減少にさらに少子高齢化のもたらす社会環境は、先の見えないコロナ感染症の影響もあり、好転していく兆しは全く見えていないのであります。

財政的な不安を残したまま、政策努力の成果が実感できないのです。職員の皆さんの努力には頭の下がる思いであります。しかし、行財政のさらなる検証の必要性を感じます。

終わりのない行政改革のさらに推進を希望し、さらに、経常経費の節減を進める必要があります。

ます。

責任のない耳障りのよい賛意を表する選択より、町の将来に対しての堅実な財政運営の施行にエールを送る意味で、あえて苦言を呈する道を選択する立場から、決算を不認定とする意見を申し上げ、議員各位の賢明なる判断をお願いし、反対の討論といたします。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしと認めます。

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

決算審査特別委員会に付託されました認定第1号令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第1号令和2年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第2号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第3号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号令和2年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第4号令和2年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第5号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第6号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号令和2年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行

います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第7号令和2年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第8号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号令和2年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第9号令和2年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第10号令和2年度加美町浄化槽事業

特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号令和2年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早坂忠幸君） 起立多数であります。よって、認定第11号令和2年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第13 報告第12号 令和2年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、報告第12号令和2年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第12号令和2年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について説明申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき町の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして4つの財政指標及び公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率について説明申し上げます。実質赤字比率は普通会計の赤字の割合を表し、連結実質赤字比率は普通会計と特別会計を合わせた全会計の赤字の割合を表すもので、この2つの財政指標につきましては、令和2年度において全ての会計が黒字であったことから、いずれも赤字比率は表示されないものであります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。これは加美町が負担する公債費等が財政規模に対してどれぐらいの割合かを表し、平成30年度から令和2年度まで3年間の平均値を実質公債費比率としているものです。令和2年度の実質公債費比率は、令和元年度と同率の8.1%となっております。

次に、将来負担比率についてですが、これは、公債費や債務保証など、加美町が将来負担すべき実質的な負債が財政規模に対してどれぐらいの割合かを表したもので、令和2年度の将来負担比率は41.0%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っております。これは、令和

元年度の48.1%に対し7.1ポイント減少しております。

最後に、資金不足比率についてですが、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、水道事業会計のいずれの会計においても黒字であったため、資金不足比率は表示されないものであります。

以上、全ての数値において健全化の範囲内にありますことをご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

続いて、監査委員の審査意見書の報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） 代表監査委員の小山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付されました令和2年度加美町財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率につきまして審査を行い、その結果につきましては、令和3年9月3日町長へ審査意見書を提出いたしております。

初めに、令和2年度財政健全化審査意見書について申し上げます。1ページをお開き願います。

審査の結果は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、令和2年度の決算収支が黒字となっておりますので、いずれも該当いたしません。実質公債費比率8.1%、将来負担比41.0%と、どちらも早期健全化基準より下回っております。

是正改善を要する事項につきましては、実質公債費比率については、前年度と同率であり、早期健全化基準はもとより地方債許可団体基準も下回り、財政の健全化が図られていると判断されますが、今後も地方債の発行を抑制し、財政状況の改善に取り組まれるよう望むものであります。

次に、令和2年度水道事業会計、同じく下水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計における経営健全化審査意見書について申し上げます。

いずれの会計におきましても、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率につきましては、令和2年度の資金剰余金が水道事業会計では6億8,581万5,000円、下水道事業特別会計は2,263万9,000円、浄化槽事業特別会計においては743万5,000円がそれぞれありますことから、資金不足比率には該当いたしません。したがって、特に指摘すべき是正、改善を要する事項はございませんでした。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 財政というのは、町費を伴う事業を極力抑えれば自然と財政はよくなりますよね。かといって、ある程度投資もしないと、住民の福祉向上につながらないということが言えると思います。

この健全化判断比率、財政指標、こういったものは、他の団体と比較したり、あるいは過去の分析に使ったりする、言わば物差しみたいなもので、今がよくても今後取り組む行政課題がある限り、その実現に向けて財源を捻出することが大事かと思えます。

そこで、この既存の事業の見直しなどを含めて、この財源捻出にどのように取り組むかお尋ねをいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり、単に歳出を削減すればいいという問題ではございません。町民の福祉の向上のため、町の発展のために適切に財源を確保していくということが大事であります。

一番の財源は、当然地方交付税でございます。算定の上で一番の基準となるものは人口でございますので、やはりこれからも人口減少に歯止めはかけることは、これ日本全体難しいわけでありましてけれども、何とか人口減少を抑制していく。そして、人口の構成比率を改善していく。いわゆる生産年齢人口を確保していくという、こういった努力を引き続き行い、地方交付税の確保に努めてまいりたいと思っています。

また、臨時財政対策債であります。本来はこれも国が交付税措置をすべき財源であります。なかなか全国町村会でも要望しておりますけれども、国は地方交付税として財源措置をせずに、臨時財政債というふうな手を使って財源を地方に確保させているというふうな、この構造上の問題があります。

そういったこと、問題もありますが、しっかりと財源確保していくということが大事だと思っております。

また、職員が努力をして、税収、収納率の向上に取り組んでおりますが、引き続きこのことにも努力を重ねてまいるとともに、さらにふるさと納税、そして企業版のふるさと納税、さらには事業を推進する際に地方創生の交付金など、国の制度もフルに活用して、町の財政負担を極力抑えながら、町民の福祉の向上、そして町の発展のために、そして、それぞれの地域の活力の増進のために取り組んでまいりたいというふうに思っています。

今後とも行財政改革にしっかりと取り組むとともに、必要な財源を確保し、そして必要な事業を未来に向けて展開してまいりたい。持続可能なまちづくりのために取り組んでまいりたいと、職員一同そのように思っておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第12号令和2年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告を終わります。

日程第14 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 本件につきましては、小野田地区一條豊治氏が令和3年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに佐々木奈緒美氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3か月を要するため、今議会に諮問するものであります。

なお、議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり佐々木奈緒美さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第15 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、宮崎地区の石垣 保氏が令和3年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに田崎敏子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期としましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3か月を要するため、今議会に諮問するものであります。

なお、議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり田崎敏子さんを答申することにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第16 議発第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議発第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（内海 茂君） それでは、朗読させていただきます。

議発第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

上記議案を次のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。

この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増数が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大する現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設、または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 本件について、趣旨説明を求めます。高橋聡輔君、ご登壇願います。

〔6番 高橋聡輔君 登壇〕

○6番（高橋聡輔君） 議発第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由を説明申し上げます。

本件は、国における令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方自治体における地方税財源の確保等を求めるための意見書であります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。また、地方税や地方交付税の大幅な減少により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような中、地方自治体が地域の実情に応じた行政サービスを安定的、かつ持続的に提供していくためには、地方税や地方交付税等の一般財源総額の確保及び充実を強く国に求めていくことが必要不可欠であります。

このため、地方財政の急激な悪化に対処し、国において地方税財源の確保を求める意見書を国や関係行政官庁に対して提出すべきと考えております。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますことを切にお願い申し上げます。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議発第2号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第17 議員派遣の件について

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣について資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件について、資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続調査について

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長味上庄一郎君より、行財政改革の進捗状況と政策課題について、安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について、教育民生常任委員会委員長一條 寛君より、切れ目のない教育及び生涯学習の環境整備について、共生社会の実現に向けた保健・医療及び福祉体制の充実について、産業経済常任委員会委員長木村哲夫君より、町民の暮らしが豊かになる産業の振興について、議会広報常任委員会委員長味上庄一郎君より、議会だよりの編集に関する事項について、議会運営委員会委員長高橋聡輔君より、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、社会情勢に対応した議会改革・会活性化等について、放射性汚染廃棄物処理

等調査特別委員会委員長三浦英典君より、放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より、鳴瀬川ダム建設に関する事項について、以上7委員会からの閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は9月24日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、令和3年加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時19分 閉会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月17日

加美町議会議長 早坂 忠幸

署名議員 高橋 聡輔

署名議員 三浦 又英